


所管部課		福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫				
件名		東大和市障害者グループホーム利用者家賃助成事業実施要綱の 一部を改正する訓令について		区分				1 審議事項
関係事項	条例規則							
	部課機関							
<p>1. 要旨</p> <p>対象者要件をより明確とするため、東大和市障害者グループホーム利用者家賃助成事業実施要綱の一部について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条の対象者要件について、「次に掲げる要件を備えている障害者」とし、 <ul style="list-style-type: none"> 1号：共同生活援助に係る訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給決定を受けていること。 2号：滞在型グループホームを利用していること。 3号：別表に規定する所得月額が9万7,000円未満であること。 4号：生活保護法による被保護者世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給交付受給世帯に属さない者であること。 以上各号を加え、対象者を明確とするよう改める。 ・第6条、第9条第2項の文言整理。 <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 一部改正を行うことで対象者要件が明確となり、円滑に事業が進められる。</p>								
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>								
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>								
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>								
<p>5. 審議結果</p>								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。